

プラズマエレクトロニクス講演奨励賞規程

1. 本規程は、応用物理学会プラズマエレクトロニクス分科会（以下、「プラズマエレクトロニクス分科会」という。）が学生・若手研究者に対して行う表彰に関して定めたものである。
2. 本表彰は、プラズマエレクトロニクス分科会が企画して行う講演会、研究会、シンポジウム等に於いて、プラズマエレクトロニクスおよび関連学術・技術分野の発展に貢献する優秀な講演論文を発表した学生・若手研究者に「プラズマエレクトロニクス講演奨励賞」（以下、「本賞」という。）を授与し、その功績を称えることを目的とする。
3. 表彰対象はプラズマエレクトロニクス分科会が企画して行う講演会等に於いて、優秀な一般講演論文（ポスターセッション論文を含む）を発表した学生・若手研究者であり、かつ本賞を未だ受賞していない者であって、以下の資格を有する者とする。
 - (1) 発表年月日以降の4月1日時点で満35才以下の者
 - (2) 講演論文の筆頭著者であること
 - (3) 登録された登壇者であり、且つ、実際に登壇した者
 - (4) 講演申し込み時に、本賞の審査を申請（ただし各回1人1件に限る）した者
 - (5) 表彰時に応用物理学会会員（正会員または学生会員）またはプラズマエレクトロニクス分科会会員であること
4. 表彰件数は、講演会等毎に定める。
5. 受賞者にはプラズマエレクトロニクス分科会幹事長名の賞状を授与する。
6. 表彰は表彰式時点における公益社団法人応用物理学会プラズマエレクトロニクス分科会幹事長名により行う。
7. 受賞者の選考は、プラズマエレクトロニクス分科会幹事長が委嘱した選考委員会が行う。
8. 受賞者が決定したときは、当該選考委員会委員長がプラズマエレクトロニクス分科会幹事会に選考の経過および結果を報告する。
9. プラズマエレクトロニクス分科会幹事長は、選考の経過および結果を応用物理学会理事会に報告する。
10. 本表彰の実施に必要な事項の審議および決定は、プラズマエレクトロニクス分科会幹事会が行う。
11. 本規程は、公益社団法人応用物理学会総務担当理事の承認を得て改正することができる。

附則 本規程は、2021年2月10日から施行する。